

防火管理者資格取得講習会案内

赤穂市消防本部

防火管理者として必要な資格を取得するための消防法施行規則第2条の3に規定する甲種防火管理新規講習を次のとおり実施します。

消防法では、旅館・病院・店舗等で収容人員が30人以上、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設で収容人員が10人以上、工場、事務所等で収容人員が50人以上の建物（防火対象物）は、資格を有する者の中から防火管理者を定めて、防火についての必要な業務を行うことが義務付けられています。

この講習を修了した方には、甲種防火管理者としての資格が与えられます。甲種防火管理者は、用途・規模・収容人員の如何にかかわらず、すべての防火対象物において防火管理者として選任される資格を有し、全国的に共通するものです。

1 講習日時

令和4年6月23日（木）・24日（金）の2日間

10時00分～16時00分 ※9時15分から受付開始

※ただし、下記のア、イに該当する者は講習を一部免除し、1日目は13時00分からの受講、2日目は通常通り10時00分からの受講となります。

ア 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

イ 自衛消防業務講習の課程を修了している者

2 講習場所

赤穂市加里屋1120番地120

赤穂市防災センター（赤穂市消防本部） 3階 多目的ホール

3 講習種別

甲種防火管理新規講習

（注 過去にこの講習を受講し、「防火管理者の証」を交付されている方は対象となりません。）

4 受付期間及び場所

令和4年6月1日（水）～6月15日（水）まで

※ただし、受付期間内であっても、定員になり次第締め切ります。

消防本部予防課予防係、上郡消防署庶務予防係

5 受講条件及び受講定員

赤穂市内または上郡町内に在住若しくは勤務する者に限ります。

定員 60名

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、定員を削減する場合もございます。

6 申込手続（持参による直接申込み）

(1) 受講申込書

(2) テキスト料 4,750円

※既納のテキスト料は、理由の如何を問わず返還は致しません。

また、テキスト料の徴収は申込時に行いますのでご注意ください。

(3) 講習科目免除を申請する場合は、免除の要件となる資格を証する書面（修了証、免状等）のコピーを1枚準備してください。

7 修了証

2日間の全科目を修了した方に、甲種防火管理者資格「防火管理者の証」を交付します。

8 昼食について

昼食については、今年度は昼食の斡旋は行いませんので各自用意してください。

また、昼食時間中（時間は1時間）に外出していただいても構いません。

9 注意事項

(1) 講習当日の受付は9時15分から行います。感染症予防対策により受付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

(2) 遅刻・早退は理由の如何を問わず認められませんので、時間を厳守してください。

(3) 講習会には、必ず受講票及び筆記用具を持参してください。

(4) テキスト等については、講習会当日にお渡しします。

(5) 駐車場スペースの関係から、同一事業所からの受講の場合はできるだけ乗り合わせでの来場をお願いします。また駐車の際には係員の指示に従って駐車してください。

(6) 当日、発熱等で体調が悪い方は受講を控えてください。

※場合によっては、受付で検温をさせていただきます。

10 問合せ先

消防本部予防課予防係 TEL 0791-43-6882

上郡消防署庶務予防係 TEL 0791-52-5119

11 その他

新型コロナウイルス感染症予防対策により、各自マスクの着用をお願いします。